

(別紙)

特許法の出願公開の特例に関する措置、同法第三十六条第一項の規定による特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明に係る情報の適正管理その他公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明に係る情報の流出を防止するための措置に関する基本指針に対する意見募集の結果

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号。以下「法」という。)に基づいて定める特許法の出願公開の特例に関する措置、同法第三十六条第一項の規定による特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明に係る情報の適正管理その他公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明に係る情報の流出を防止するための措置に関する基本指針(以下「基本指針」という。)に関して寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方は、以下のとおりです。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	特定技術分野の発明は、保全審査や保全指定後の制限・義務等を考慮すると、特許出願前に見極め、通常の社内での運用と切り分けた取扱いをすることが想定されるため、予見可能性が極めて重要となる。また、広く定めた分だけ多く保全審査に付され、企業活動への影響が増大する懸念がある。以上のことから、特定技術分野は、詳細に細分化した上で、適切に絞り込まれることを要望する。	基本指針の第2章第1節に記載のとおり、特定技術分野は特許出願人の予見性を確保するためにも明確な形で定めることとしています。また、広く定めるほど、多くの特許出願人に影響が及ぶことになる一方で、詳細に細分化して示せば安全保障上の問題が生じ得るため、そのバランスに留意するとともに、経済活動やイノベーションへの影響を考慮しながら検討を進めてまいります。
2	特定技術分野として選定する技術分野を示す「国際特許分類又はこれに準じて細分化したもの」を付与する基準や、付加要件に該当するか否かを判断する基準については、特許出願前に発明がこれらに該当するか否かを十分な確度で予測できるような形で公表してほしい。また、予測可能性をできる限り高められるよう、運用してほしい。	基本指針の第2章第1節及び第2節に記載のとおり、特定技術分野及び付加要件は特許出願人の予見性を確保するためにも明確な形で政令に定めることとしています。御意見は、今後の施策検討の参考にさせていただきます。
3	特定技術分野・付加要件を精緻に検討するに当たり、基本指針の例示から理解される範囲を超えて対象が拡大されないように、また、その対象範囲が出願人にとって明確となることを要望する。併せて、国内出願や外国出願のプロセスに過大な負荷が生じないような配慮を要望する。	基本指針の第2章第1節及び第2節に記載のとおり、特定技術分野及び付加要件は特許出願人の予見性を確保するためにも明確な形で政令に定めることとしています。御意見は、今後の施策検討の参考にさせていただきます。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
4	特定技術分野は国際特許分類で示されるようだが、Fタームを使うなどきめ細かに、アカデミア等に対象発明を示すなど、予見可能性を高めてほしい。	基本指針の第2章第1節に記載のとおり、特定技術分野は特許出願人の予見性を確保するためにも明確な形で定めることとしています。また、広く定めるほど、多くの特許出願人に影響が及ぶことになる一方で、詳細に細分化して示せば安全保障上の問題が生じ得るため、そのバランスに留意するとともに、経済活動やイノベーションへの影響を考慮しながら検討を進めてまいります。
5	民間企業が国立研究開発法人と実施した共同研究開発は保全指定される可能性があるとして解釈され得るため、「付加要件」が適用され得る技術分野や産業の範囲などは、可能な限り具体的に今後の政令で明記してほしい。	基本指針の第2章第1節及び第2節に記載のとおり、特定技術分野及び付加要件は特許出願人の予見性を確保するためにも明確な形で政令に定めることとしています。御意見は、今後の参考にさせていただきます。
6	基本指針案の第1章第2節(1)で「先端技術か否かを問わず、大量破壊兵器への転用が可能な核技術」が例示されているが、「大量破壊兵器」には、生物兵器、化学兵器も含まれる。記載がないと「核技術」以外は、対象とならないと誤解を招く懸念があり、「核技術など」でカバーする趣旨であれば、予見性を欠くことになる。	御指摘の「先端技術か否かを問わず、大量破壊兵器への転用が可能な核技術」は、保全対象発明の考え方について示している中の例示であり、保全対象発明が含まれ得る技術の分野である特定技術分野については、今後政令で定めることとしています。特定技術分野を政令で定めるに当たっては、特許出願人の予見性を確保するためにも、明確な形で定めることとしております。
7	特定技術分野を定めるに当たり、安全保障上の問題及び経済活動やイノベーションへの影響を考慮し、バランスに留意しながら個々の技術分野ごとに検討する必要がある。そのため、政令を策定する(特定技術分野を定める)段階で、産業界側等の状況を踏まえ、産業界等の外部の意見を考慮の上適切な範囲に設定すべきである。	基本指針の第1章第3節(2)に記載のとおり、特定技術分野を定める政令の制定に当たっては、産業界等の関係者の意見を適切に考慮してまいります。
8	どのような先端技術分野が保全審査の対象範囲として想定されているのか、また、それらの技術が将来どのように展開され、発展していくのかをどのような基準で判断されるのか、現時点で検討されている内容について教えてほしい。また、政令を定める前に、有識者会議などを通じて十分議論してもらうとともに、産業界の意見を十分に聴いてほしい。	特定技術分野の範囲は、政令で定めるものです。基本指針の第1章第3節(2)に記載のとおり、政令の制定に際しては、産業界等の関係者の意見を適切に考慮してまいります。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
9	保全審査の対象となる発明の絞り込みのための「国際特許分類に準じた細分化」が不透明であり、「細分化」の策定前に、具体例や策定の方向性などの具体案の明示を要望する。また、具体案の開示の際に、産業界からの疑問に答える機会や意見を取り入れる機会を要望する。	特定技術分野を定める政令の制定に当たっては、基本指針の第1章第3節(2)に記載のとおり、産業界等の関係者の意見を適切に考慮するほか、基本指針の第2章第3節に記載のとおり、意見公募手続を行ってまいります。
10	施行までの短い期間で広範にわたる業界の事情を詳細に把握し特定技術分野や付加要件に反映させることは容易ではなく、特定技術分野や付加要件の定め方によっては、特定の技術分野における特許取得に障害を生じさせ、開発投資への意欲を削ぐなど、産業の発展に大きな悪影響を与える可能性も考えられる。これらのことを考慮すれば、一旦政令を制定した後も、経済活動やイノベーションへの影響を見極め、機動的に特定技術分野及び付加要件を見直していくことが重要であり、少なくとも運用が安定するまでの数年程度は、関係者からの意見聴取を積極的に行い、例えば年1～数回程度の頻度で政令の内容を見直すことを盛り込むことを要望する。	基本指針の第1章第3節(2)に記載のとおり、特定技術分野及び付加要件を定める政令の制定及び見直しに当たっては、産業界等の関係者の意見を適切に考慮することとしているほか、基本指針の第2章第1節(4)に記載のとおり、先端技術は日進月歩で変わるものであることに鑑み、状況変化に応じて機動的に行うべきものとしております。御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。
11	特定技術分野の見直しに際し、必要に応じて産業界や知的財産に関する専門家等の関係者に意見聴取をしてもらうことを要望する。	特定技術分野の見直しの際の政令の制定に当たっては、基本指針の第1章第3節(2)に記載のとおり、産業界等の関係者の意見を適切に考慮するほか、基本指針の第2章第3節に記載のとおり、有識者の意見を適切に参照してまいります。
12	特定技術分野を定めるに当たっては、政令を策定する段階で、産業界をはじめとする有識者の意見を考慮し、適切な範囲を設定することが重要である。	特定技術分野を定める政令の制定に当たっては、基本指針の第1章第3節(2)に記載のとおり、産業界等の関係者の意見を適切に考慮するほか、基本指針の第2章第3節に記載のとおり、有識者の意見を適切に参照してまいります。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
13	政省令の策定の際、影響が考えられる業界への意見聴取を要望する。	政令等制定に当たっては、基本指針の第1章第3節(2)に記載のとおり、産業界等の関係者の意見を適切に考慮するほか、基本指針の第2章第3節に記載のとおり、意見公募手続を行ってまいります。
14	特定技術分野が変更される場合、体制・運用で改めて対策が必要となる。また、特定技術分野が追加される場合には、比較的新しい技術領域であると想定され、国際特許分類での限定が難しいことが危惧される。したがって、特定技術分野の見直しを行う際には、産業界との十分な意見交換が行われることを要望する。	基本指針の第1章第3節(2)に記載のとおり、特定技術分野の見直しの際の政令の制定に当たっては、産業界等の関係者の意見を適切に考慮してまいります。
15	アカデミア等が真にイノベティブな発明をした場合、バイオ分野などで、国際特許分類が付与されていない技術もあるため、特定技術分野を定めることが困難になることがあることにも留意してほしい。	新しい技術分野の発明であっても、必ず国際特許分類が付与されることとなります。また、基本指針の第2章第1節(3)に記載のとおり、特定技術分野は、必要に応じて、国際特許分類に準じて細分化して定めることとしています。
16	基本指針案の第2章第1節(4)で「機動的に特定技術分野の見直しを行う」としているが、出願後に特定技術分野が見直され、当初保全審査の対象と考慮していなかった案件が保全審査の対象ということになると、外国出願等にも影響すると考えられる。予見性の確保の観点から、見直しの実施について、どのように公表し、適用することを考えているのかを示してほしい。	特定技術分野を変更する場合、特定技術分野を定める政令を改正し、公布することとなります。法第66条第11項に規定しているとおり、政令の改正により新たに特定技術分野に該当することとなった発明の特許出願であって、改正の際に係属している出願については、内閣総理大臣への送付の対象とはなりません。
17	デュアルユース技術については、我が国の経済成長における大きなドライビングフォースとなる技術が多数あるため、特定技術の指定に当たっては、慎重に検討し、スモールスタートで進めてほしい。	基本指針の第2章第1節に記載のとおり、特定技術分野の選定においては、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が含まれ得る技術分野であるかという観点だけでなく、経済活動やイノベーションへの影響も考慮することとしています。御意見は今後の政令の検討の参考にさせていただきます。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
18	本法では何が目的で対象発明として何を保護したいのか教えてほしい。経済安全保障推進のために、広い範囲の特許発明に網をかぶせるのであれば、本基本指針内でも度々述べられている国富と国の安全保障のバランスに留意しながら、これを確実に執行して、特定技術分野ひいては保全対象発明を定めてほしい。	基本指針の第1章第1節(1)に本制度の趣旨を、第1章第2節に本制度で非公開の対象とする発明を記載しています。特定技術分野や保全指定の対象を選定する際においても、基本指針の第2章第1節(2)に記載のとおり、経済活動やイノベーションへの影響を考慮することとしています。
19	特定技術分野は、法第66条第1項における定義のとおり、「公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が含まれ得る技術の分野」として政令で定めるものであり、基本指針案の第2章第1節(2)で選定の際に「経済活動やイノベーションへの影響も考慮する必要がある」としているのは不適切ではないか。	二段階審査の趣旨及び法第5条において「この法律の規定による規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならない」と規定している趣旨を踏まえ、経済活動に与える影響を考慮するものです。
20	特定技術分野は、法第66条第1項における定義のとおりであり、基本指針案の第2章第2節で「一律に産業に与える弊害が著しく、最終的に保全指定をする余地のない発明のみが含まれる技術分野であれば、初めから特定技術分野として選定するべきではない」としているのは誤りである。	二段階審査の趣旨及び法第5条において「この法律の規定による規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならない」と規定している趣旨を踏まえ、経済活動に与える影響を考慮するものです。
21	特定技術分野及び付加要件は、法第66条第1項における定義のとおりであり、基本指針案の第2章第2節で「本来であれば特定技術分野として掲げるのに必ずしも適さない技術分野が、その条件の下であれば特定技術分野として掲げられるようになると言い得る条件を見出して、これを定める」としているのは誤りである。	二段階審査の趣旨及び法第5条において「この法律の規定による規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならない」と規定している趣旨を踏まえ、経済活動に与える影響を考慮するものです。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
22	本基本指針案全体の中で、保全対象発明の記載部分でのみ「先端技術」という表現がされているが、「先端」である必要があるのか。また、「先端」とはどのような意味かが不明である。例えば、基本指針案の第1章第2節(1)で「宇宙・サイバー等の比較的新しい領域における深刻な加害行為に用いられ得る先端技術」という表現がされているが、第2章第2節の付加要件の記載部分では「宇宙・サイバー等の領域における技術」と表現されており、この違いはないのではないのか。	基本指針の第1章第2節(1)①においては、その新しさゆえに国家及び国民の安全に対する重大な脅威となり得る技術を類型として挙げています。したがって、特に新しく進んだ技術を指して「先端技術」との語を用いています。第2章第2節においては、民生分野の産業や市場に展開される可能性を含んだ技術の分野の例として、宇宙・サイバー等の領域における技術の分野を挙げているため、「先端」との語は用いていません。
23	出願前の明細書に記載された発明は、出願人側で特定技術分野に属しないと判断した場合であっても、特許庁側で特定技術分野に属する国際特許分類が付与され、意図せず外国出願禁止違反の責めを負わされてしまう問題がある。現状は、特定技術分野に属するかどうかの判断については出願人側の実質的な予測可能性は低いため、予測可能性に関して実効性を高めるための施策が求められる。例えば、特許庁におけるAIを用いた特許分類付与の動向も踏まえて、IPC付与の自動分類器(学習済みモデル)を一般の利用に供し、出願人側の分類判断に関する負担を軽減するとともに、政令で規定されるIPCの検索式に照らして「特定技術分野」に属する発明であるかどうかの予測可能性を実効的に高めるような施策を講じてほしい。また、この施策は、制度が運用される令和6年春ごろまでに導入を検討してほしい。	御意見は、今後の参考にさせていただきます。なお、外国出願をしようとする者であり、我が国においてその発明を記載した特許出願をしていない者については、法第79条に規定する事前確認において、法第66条第1項本文に規定する発明に該当するか否かを含めて確認することが可能です。
24	基本指針案の第2章第1節(2)で「特定技術分野は、特許出願人に明確な形でなければならぬ」との考えに基づき、「特定技術分野は国際特許分類又はこれに準じて細分化したものに従い定めることとしている」ことは、出願者の予見可能性を高めることにつながり、評価できる。	特定技術分野について、賛同の御意見として受け止めます。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
25	付加要件がある特定技術分野について、限定的になることを要望するとともに、見直しが想定されているならば、本制度開始時点では規定せず、企業活動や特許審査への影響を見極めながら見直しを行うことを要望する。	基本指針の第2章第2節に記載のとおり、付加要件がある特定技術分野は、付加要件により、軍事・防衛に特化した技術領域に近づき、あるいは経済活動の制約が軽減されること等により、保全指定をすべき発明が含まれ得る領域が限定的に抽出できるものとの考えに基づいているものの、保全指定をすべき発明が含まれ得る領域であることは付加要件がない特定技術分野と同じです。そのため、制度開始時点から選定することを検討する必要があります。
26	宇宙・サイバー等とされる先端技術の範囲がどのような技術分野にまで及ぶのか、それらの将来における展開、発展をどのような形で認定して保全指定に制限をかけるのかは、先端技術開発を推進する企業において大変重要な問題であるため、付加要件を定める際の具体的な判断基準を教示してほしい。	付加要件を定める際の考え方は、基本指針の第2章第2節に記載のとおりです。今後政令で付加要件そのものを示してまいります。
27	アカデミア・国立研究機関によっては、基本指針案の第2章第2節で付加要件に記載のある国の委託事業であっても、日本版バイドール法により、国のプロジェクトへの各参画機関に知財等の権利が帰属するものがあり、この場合は、基本指針の付加要件の加わらない原則で処理されることがあることを確認したい。	付加要件については、今後、政令で定めることとしています。基本指針の第2章第2節に記載のとおり、付加要件により、軍事・防衛に特化した技術領域に近づき、あるいは経済活動の制約が軽減されること等により、保全指定をすべき発明が含まれ得る領域が限定的に抽出できる場合に、付加要件を定めることとしています。
28	付加要件に該当するか否かを特許出願人が明確に判断できない。特に、基本指針案の第2章第2節で例示されている「当初から防衛・軍事の用に供する目的で開発された場合」は、どのように判断するのが想定できず、政令で定める際には明確にする必要がある。	基本指針の第2章第2節に記載のとおり、特許出願人にとって、付加要件に該当するか否かを明確に判断できるようにすることとしています。御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
29	特定技術分野について、基本指針案の第2章第1節(4)に「先端技術は日進月歩で変わるものであることに鑑み、内閣総理大臣は、関係行政機関とも連携し、状況変化に応じて機動的に特定技術分野の見直しを行う。」との記載があるが、付加要件についても同様と考えられるため、付加要件についても同旨の記載を追加すべきである。	付加要件についても見直しを否定するものではありませんが、付加要件は、基本指針の第2章第2節に記載のとおり、その条件を加味すれば安全保障上の機微性が高まり、あるいは産業の発達に及ぼす影響が低下し得るなど両要素のバランスが変化する類型を定めるものであって、先端技術のように日進月歩で変わるものとは考えていません。
30	付加要件として、その技術分野における我が国の技術水準と他国の技術水準の対比の観点をも付加要件を定める際の考慮要素の一つとすることも一案である。	付加要件の考え方は基本指針の第2章第2節に記載したとおりです。
31	基本指針案の第2章第2節で記載する「国の委託事業において開発された場合など」を付加要件として規定すると、保全審査に付される出願が多すぎる結果を招く懸念がある。	特定技術分野及び付加要件については、今後、政令で定めることとしています。基本指針の第2章第2節に記載のとおり、国の委託事業の成果であることを付加要件とした場合であっても、国の委託でなされる研究開発の成果が技術分野を問わず全て保全審査の対象となるわけではありません。まずは特定技術分野に該当することを前提として、さらに分野によっては付加要件によって絞り込んだものが保全審査の対象になります。
32	特定技術分野のうち、付加要件のある技術分野の比率は、どの程度を想定しているのか。	特定技術分野及び付加要件については、今後、政令で定めることとしています。
33	法第66条第1項の規定による送付について、これに該当すると外国出願が制限されるため、行政処分といえるのか、また仮に行政処分ではなかった場合、不服申立てできるのかについて明記が必要。	法第66条第1項の規定による送付は、保全指定をするか否かの判断に向けた中間的かつ行政機関相互の内部的な行為であり、行政処分には該当しないため、不服申立てはできません。また、外国出願制限は、同項の送付によって生ずるものではなく、出願前から生じているものです。不服申立ての対象ではないことは、制度の構造上明らかであるため、本基本指針の中では記載していません。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
34	特許庁長官が行う第一次審査について、特許庁長官宛の出願書類が未公開の段階で他の行政機関等へ開示されることは一種の不利益処分に該当すると考えられるが、公開の禁止義務が課されないことから、行政処分性を有しないので行政不服審査の対象ではないということであれば、その趣旨を注記することが必要ではないか。	法第66条第1項の規定による送付は、保全指定をするか否かの判断に向けた中間的かつ行政機関相互の内部的な行為であり、行政処分には該当しないため、不服申立てはできません。内閣総理大臣が他の行政機関に協力や意見を求めるために出願内容を伝達したとしても、それは出願人に対する処分ではありません。不服申立ての対象ではないことは、制度の構造上明らかであるため、本基本指針の中では記載していません。
35	防衛装備品などの事業に関する特許出願に当たり、特許出願人から積極的に保全審査に付することを求める申出を行うことも想定され、かかる申出はいかなる方法で行うことになるのか(例えば、願書にその旨を記載する、上申書で保全審査の対象となる発明の記載箇所を明記する、特定技術分野に該当する国際特許分類を明記する等)を示してほしい。	法第66条第2項の申出手続については、今後内閣府令・経済産業省令で定めることとなります。
36	保全審査の対象となるべきと考えていない発明に関する特許出願が運用を誤って内閣総理大臣へ送付される場合を考慮し、内閣総理大臣への送付が行われた段階で「送付の通知」を要望する。また、特許出願人が運用の誤りであると考え、その通知に対する意見書の提出の機会等を要望する。	法第66条第3項において、特許庁長官から内閣総理大臣へ送付をした旨を特許出願人に通知することが定められております。また、基本指針の第3章第1節(3)に記載のとおり、保全審査においては、初期の段階から特許出願人との意思疎通を図ることとしており、その際に特許出願人が意見を述べる考えられます。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
37	出願人側は、特許出願が保全審査の対象となった時点で、一旦出願を取り下げ、保全指定される可能性がある発明と、そうでない発明とを分けて出願をし直すことも視野に入るため、この選択の判断材料とできるよう、特許庁長官による法第66条第3項の通知には、出願に係る書類を内閣総理大臣に送付した理由の記載も含まれることが望ましい。 この点に鑑み、 ①明細書等のどの部分が法第66条第1項本文に規定する発明に該当すると判断したか等の理由の記載を含めること。 ②上記①が難しい場合には、出願人からの、上記理由の照会があった場合にこれに応じるよう努めること。 ③上記①又は②を踏まえて修正され再度出願された特許出願について、当該出願に係る書類を内閣総理大臣に送付するか否かの判断は、出願人の求めがあった場合には、通常よりも迅速に対応すること。 について、本基本指針に盛り込むか、それが難しい場合でも、今後公表されるQ&A等で明記することを要望する。	御意見は今後の施策の検討の参考にさせていただきます。
38	本基本指針案では、内閣総理大臣が行う保全審査の手順についてはある程度詳しく説明されているが、特許庁長官が行う法第66条第1項に従って特許出願に係る書類を内閣総理大臣に送付するか否かの判断の手順については、詳しい説明がない。出願人への通知に含める情報等も含め、本基本指針において、少なくとも保全審査の手順と同程度には詳しく説明すべき。	特許庁長官が行う第一次審査は、現行の特許実務上も行う国際特許分類の付与等により、特定技術分野に該当するものを定型的に選別することで行います。この点、基本指針の第2章第1節に記載しています。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
39	基本指針案の第2章第1節(1)の「定型的な形で審査」、「定型的に選別」の趣旨が不明確である。前章第3節(1)の「現行の特許制度の手續に遅延等の支障が生じることのないよう」との記載も勘案すれば、特許庁審査官の関与や判断を要することなく、機械システムを利用して自動的機械的、外注処理などを想定しているとも読めるが、外注処理であれば受注機関の秘密保持義務等が必要となる。何らかの言い換えや補足説明が必要ではないか。	特許庁長官が行う第一次審査は、現行の特許実務上も行う国際特許分類の付与等により、特定技術分野に該当するものを定型的に選別することで行います。この点、基本指針の第2章第1節に記載しています。
40	第一次審査において、恣意的判断や誤った判断がなされないように実務を行う旨を記載すべき。例えば、複数の職員による合議や諮問委員会の議を経ること、やりとりの記録を作成すること、行政文書として保存することなど、外見上も公正性を示せる実務運用設計を行うことを明記すべき。	特許庁長官が行う第一次審査は、現行の特許実務上も行う国際特許分類の付与等により、特定技術分野に該当するものを定型的に選別することで行います。この点、基本指針の第2章第1節に記載しています。
41	第一次審査を出願から3か月以内に行うために、現在の分類付与作業の期限や作業手順の変更が必要となるとすれば、特許庁の負担が増加し、現行の特許制度の手續に遅延等の支障が生じる懸念がある。	特許庁長官が行う第一次審査は、現行の特許実務上も行う国際特許分類の付与等により、特定技術分野に該当するものを定型的に選別することで行います。この点、基本指針の第2章第1節に記載しています。
42	法第66条第2項の申出があった場合、同条第1項本文とただし書の要件チェックを行うのであれば、基本指針案の第3章第1節(1)で、保全審査の開始が、「①法第66条第1項本文に規定する発明が特許出願に係る明細書等に記載されている場合」と並列で、「②特許出願とともに同条第2項前段の規定による保全審査に付することを求める旨の申出があった場合等」としており、法第66条第2項の申出があった場合は自動的に保全審査の対象となる旨の記載は不正確ではないか。	内閣総理大臣への送付要件として、法第66条第2項の申出があった場合、同条第1項本文の要件に該当することを要しません。したがって、基本指針の第3章第1節(1)のとおり、「①法第66条第1項本文に規定する発明が特許出願に係る明細書等に記載されている場合」と「②特許出願とともに同条第2項前段の規定による保全審査に付することを求める旨の申出があった場合」とは並列関係にあります。なお、同条第1項ただし書によって送付されない場合があります。①の場合と②の場合とで同様です。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
43	早期審査又は優先審査の申請がなされた出願について、審査自体は、法第66条第1項に係る判断と並行して進めることとしてほしい。これが難しい場合でも、早期審査又は優先審査の申請がなされた出願については、法第66条第1項に係る判断も他の件よりも優先的に行うこととし、当該判断に要する期間による審査の遅れを、最低限に留めるようにしてほしい。これらの点を、特許庁長官による、法第66条第1項に従って特許出願に係る書類を内閣総理大臣に送付するか否かの判断の手順として本基本指針に記載することを要望する。	本制度において出願公開や査定が留保される期間においても、特許審査に係るその他の手続は進めることができます。御意見を踏まえ、基本指針の第1章第1節(1)に、手続の補正や出願審査の請求、拒絶理由通知等のその他の特許手続に関する記載を追加しました。なお、優先審査は出願公開後の手続であるため、法第66条第1項に係る判断と並行して進めることはできません(特許法第48条の6)。
44	特例措置としての非公開制度は、特許出願手続の一環であり、出願手続は非公開、非査定を除いて中断されない。この点をまず本基本指針において明確にされたい。	御意見を踏まえ、基本指針の第1章第1節(1)に、出願公開、特許査定及び拒絶査定以外の特許手続に関する記載を追加しました。
45	本制度において、新規性、進歩性、先後願、産業上の利用可能性等の実体審査がいつ行われるのか疑問である。	本制度において出願公開や査定が留保される期間においても、特許審査に係るその他の手続は進めることができます。御意見を踏まえ、基本指針の第1章第1節(1)に、手続の補正や出願審査の請求、拒絶理由通知等のその他の特許手続に関する記載を追加しました。
46	自身の出願について、保全指定は不当であって通常どおり特許を取得したいと考える場合も多くあるだろうから、保全指定が行政処分であることの明確化、保全指定への不服申立ての例についての明記が必要。	法第70条第1項の規定による保全指定は行政処分に該当します。また、法第88条において、保全指定については行政手続法の適用は除外しているものの、行政不服審査法の適用は除外しておらず、審査請求の手続は担保されております。本法の条文上明らかであるため、本基本指針の中では記載していません。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
47	基本指針案の第3章第1節(3)の保全審査の進め方において、特許出願人との間でどのような内容・頻度で意思疎通が図られるのか不明。発明の用途・目的、事業計画等の資料準備や過度な意思疎通は、特許出願人にとって多大な負担になり得る。したがって、簡便な資料提出・審査とし、特許出願人の負担が最小限となるような配慮を要望する。	基本指針の第1章第3節(1)に記載のとおり、保全審査の実施に当たっては、保全審査等に関する手続が特許出願人にとって過度な負担とならないよう留意することとしております。
48	基本指針案の第3章第1節(3)に「特許出願人との丁寧な意思疎通が重要である」との記載があるが、保全審査に関する業務手続を確認したいので、法第67条第2項の資料提出前の意思疎通として、具体的にはどのような方法が検討されているのか示してほしい。	法第67条第1項において、内閣府令で定めるものです。基本指針の第1章第3節(1)に記載のとおり、保全審査の実施に当たっては、保全審査等に関する手続が特許出願人にとって過度な負担とならないよう留意してまいります。
49	保全審査における特許出願人との意思疎通の時期や手段、記録の作成の有無や情報公開上の取扱い等の運用の詳細が不明。	基本指針の第3章第1節(3)に記載のとおり、特許出願人の意見を聞くまでもなく保全指定が不要と判断できる場合を除き、保全審査の初期の段階から特許出願人との意思疎通を図り、保全審査等に関する手続が特許出願人にとって過度な負担とならないよう留意しながら進めることとなります。また、保全審査における行政文書等については、公文書等の管理に関する法律、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の規律に従い、適切に運用します。
50	保全審査において、恣意的判断や誤った判断がなされないように実務を行う旨を記載すべき。例えば、複数の職員による合議や諮問委員会の議を経ること、やりとりの記録を作成すること、行政文書として保存することなど、外見上も公正性を示せる実務運用設計を行うことを明記すべき。	恣意的な判断や誤った判断がないようにすべきは、いかなる制度のいかなる場面においても当然のことであって、本制度の保全審査の場面に限って基本指針に書き込むべき事項ではないと考えています。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
51	機微性と経済性を「総合的に考慮する」ための保全指定の判断のより具体的な指標、基準等を示すべき。	保全指定の具体的な基準等については、安全保障上の観点から、公開することは予定していません。
52	特定技術分野の専門である特許審査官の関与なく、保全審査ができとは思えない。	基本指針の第3章第1節(3)に記載のとおり、対象技術について専門知識を有する関係行政機関に対して必要な情報提供要請や協議を行い、その知見を十分に活用して保全審査を行うことが可能な仕組みとしています。
53	保全指定の判断には専門的知見が必要であるため、保全指定に当たっては、長年の運用経験による知見を有する欧米等政府との情報共有を図りたい。	保全指定の対象となる発明や保全審査に関する情報を他国に共有することは、制度の性質上困難です。一方、他国の運用については、可能な限り情報収集を行ってまいります。
54	基本指針案の第3章第1節(4)では特許出願を維持するか取り下げるかの二択しか挙げられていないが、明細書の保全指定に該当する箇所を削除して国内優先権主張による新たな出願を行う場合や、明細書の保全指定に該当する箇所を削除した明細書に基づき新たな出願を行う場合も想定されるため、出願人が取り得る手続について網羅して、各々の手続についての可否及びその手続において想定される課題について検討して本基本指針に定めることが望ましい。	保全審査中に特許出願人に意思確認を行った場合の選択肢としては、特許出願を維持するか取下げるかの二者択一となります。御指摘のように一部箇所を削除して優先権主張を伴う新たな出願を行う場合にも、当初の出願については、維持するか取り下げるかのいずれかをしなければなりません。また、保全指定手続は、内閣府令で定めるものです。御意見は今後の参考にさせていただきます。
55	法第70条の条文上、「その他の事情」の例示が「(おそのれ程度及び)保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響」と解される。したがって、「保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響」以外の「事情」を例示するとすれば、「保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響」に類する又は連想されるような「事情」が挙げられるはずだが、基本指針案の第1章第2節(2)の「対象となる発明の管理状況等、保全指定の実効性に関わる事情」は唐突である。	御意見として承ります。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
56	保全審査に付される特許出願が保全指定の対象となる比率は、どの程度を想定しているのか。	保全指定は個々の発明ごとに検討するものであり、保全指定対象の比率を予め想定するものではありません。
57	基本指針案の第3章第1節(3)の「保全審査に関わることとなる各行政機関」とは、どの府省であり、どのように決まるものであるのか。	基本指針の第3章第1節(3)に記載のとおり、保全審査に付される発明の内容に応じて、安全保障や対象技術について専門知識を有する関係行政機関が関わることになります。
58	基本指針案の第3章第1節(3)で、保全審査において協力を求めることとなる外部の「専門家との関係構築に努める」とあるが、趣旨と具体的態様はいかなるものを想定するのか。	保全審査の手続きを可能な限り迅速に行うためにも、平素より意思疎通を図るなど外部の専門家に速やかに協力を求めることができる関係の構築に努めるものです。
59	保全審査を6か月以内に終えるようにしてほしい。	基本指針の第3章第1節(2)に記載のとおり、保全審査は可能な限り迅速に行うことが求められるものであり、保全指定が不要と判断できる場合には、その時点で速やかにその旨を通知することとしています。
60	迅速な不服申立て手段が定められていない場合、原則であれば行政不服審査法か行政事件訴訟法かによって処理されると思うが、時間がかかるため、パリ優先権主張ができなくなる。保全指定解除後、公開前に保全指定特許出願を取り下げて、再出願し、これを根拠にパリ優先権主張して外国出願することは理論上可能だが、競争が激しいイノベティブな技術領域ではこの遅れが致命的となりかねず、新産業創出による国富推進の阻害につながりかねない。	保全指定をすると、特許出願人は、御指摘のように外国出願の禁止を含む制約を受けることとなるため、基本指針の第1章第1節(2)及び第2節(2)に記載のとおり、保全審査において、産業の発達に及ぼす影響も考慮することとしています。
61	基本指針案の第3章第2節の保全指定の期間の延長及び解除において、指定解除に向けて特許出願人が保全指定発明の公知化等を調査することは、特許出願人の負担に繋がるため、政府による継続的な情報収集が主軸となる運用を望むとともに、政府により収集された資料に基づき回答可能な照会内容となることを要望する。	保全指定の期間の延長及び解除に際しては、政府において所要の検討を行うこととしており、基本指針の第3章第2節の記載は、指定特許出願人に保全対象発明の公知化等の調査を要求することを意味するものではありません。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
62	防衛装備品等に関する事業では、保全指定期間が長期化する懸念があり、解除後の権利取得の必要性を検討する必要があるため、実際にどの程度の期間を想定されているのかを示してほしい。	保全指定の期間延長や解除は、個々の事案ごとに、保全指定を継続する必要性、すなわち、発明の内容を公にすることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの程度と、保全指定を継続することにより産業の発達に及ぼす影響その他の事情を考慮して判断するものであり、保全指定の期間を一概にお示しすることはできません。
63	基本指針案の第3章第2節で「指定特許出願人から解除の申出があった場合には、申出の内容も踏まえ解除の検討を行う」としているが、申出に関する具体的な手続を示してほしい。	指定特許出願人による解除の申出は、定型的なものでなければならないわけではなく、指定特許出願人との意思疎通を図る中で解除の検討を行うこともあります。
64	基本指針案の第3章第2節で、保全指定解除の例示として、「指定特許出願人から解除の申出があった場合」が示されているが、内閣府においてもタイムリーに判断するのか。もし、内閣府や特許庁が自発的に判断しない運用であれば、指定特許出願人から解除の申出を積極的に行うべきである旨を記載すべき。	「指定特許出願人から解除の申出があった場合」は、あくまでも例示であり、解除の検討の端緒は、指定特許出願人の申出に限られません。
65	第一国出願義務に関し、特定技術分野の発明に係る外国出願をチェックし、当該発明が日本国内でなされたものであることを立証するのは極めて難しいと考えられ、本制度の実効性がどのように担保されるのか確認したい。外国にのみ出願された案件が本義務に違反している場合、それはどのように抽出され、どのようなプロセスで違反を問われるのかを示してほしい。	外国出願がなされ、その国で出願公開がされた場合には、公開される特許出願人や発明者の情報から推測するとともに、特許出願人に対して事情を聴取することなどが想定されます。いずれにしても、外国出願の禁止を含めて、本制度の周知・広報に努めてまいります。
66	法第78条違反は刑事罰の対象だが、後日、どのような事情かつ方法で、法第66条第1項本文に規定する発明であると認定・立証できると想定しているのか。特定技術分野に属する発明(付加要件を含む)か否かで、「定型的」に判断できるとするのなら、その旨を説明する必要があるのではないか。法第66条第1項ただし書きが適用されるかどうかの事情は、全く配慮しないのか。	基本指針の第2章第1節において記載しているとおり、特定技術分野は、明細書等の記載から判断が可能で、該当するか否かを判別できる形で政令において定めることとしています。また、第一国出願義務は、法第66条第1項本文に規定する発明である場合に定めており、法律上、同項ただし書きが適用されるかどうかの事情を配慮できるものではありません。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
67	外国出願の禁止の「日本国内でした発明」の定義について、発明を完成させる最後の創作活動を行った発明者が所在する国を完成地と定義していると解釈すれば、日本国内での創作活動により発明がほぼ完成していたが、最後の効果確認試験を日本国外に所在する発明者が行って発明を完成させた場合などにおいては、発明地は日本国外となり得るが、発明完成に至るまでの実態を考慮したものとしてほしい。法の趣旨を考慮すると、明細書の中に記載された新規な（公になっていない）発明が、保全審査の対象となるものであって、日本国内に所在する発明者によって完成したものである場合、「日本国内でした発明」を含んだ特許出願として、外国出願が禁止されると思われるが、この点も明確にしていきたい。	基本指針の第4章第5節に記載のとおり、複数国にまたがって研究・開発が行われた場合には、発明の完成地が発明地になるため、発明の完成に至る途中まで日本国内で行い、発明の完成地が日本国外である場合には、「日本国内でした発明」には該当しません。また、明細書の中に記載された発明であっても、法第78条の外国出願の禁止の規定が適用されます。
68	発明の着想から具体化まで、クラウド上のツールを使用して複数国にまたがって共同で行うことが一般的になりつつあり、「発明の完成地」を決定することが難しくなっている。仮に発明の完成地の決定が可能であったとしても、国ごとに異なる制度（発明地基準、居住地基準等）が両立し得ない場合もある。このような現状をふまえ、外国出願の禁止規定の違反に対する罰則の適用は、事前確認の手続により外国出願が禁止された発明を外国出願した場合等の明らかな違反に限定されるべきである。	罰則の対象は、法定されています。
69	「日本国内でした発明」について、基本指針案の第4章第5節では「複数国にまたがって研究・開発が行われた場合には、発明の完成地が発明地となる。」と記載しているが、海外の研究所、事業所に発明地を移せる抜け穴があり、なんらかの確認方法を担保しないと実効性がない。	御意見は、今後の参考にさせていただきます。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
70	法第78条第1項の条文上「公になっていないもの」がある場合、日本出願を捨てれば、グレースピリオドが認められる他国において外国出願できるという抜け穴があるように読める。疑義をなくすためにも同項の「であって公になっていないもの」は削除すべき。	この意見公募は本法に基づく基本指針を対象とするものです。なお、基本指針の第1章第1節(1)に記載のとおり、本制度は論文等の公開に制限を加えるものではなく、また、ひとたび公になれば、保全指定をする意味がないため、外国出願を制限する理由もありません。
71	外国出願禁止の例外となる出願について、特許出願人が利用可能な国際約束の一覧や当該国際約束に従った当該国への外国出願の手続等、特許出願人の利便性に繋がる情報の開示を要望する。	外国出願禁止の例外となる出願については今後政令で定めます。また、本制度に関するQ&A等による周知を含め、情報提供に努めてまいります。
72	基本指針案の第4章第5節で、外国出願禁止に関して、「政令で定めるものを除く」とされ、「政令で定めるもの」として、「特定の外国政府との間で非公開の特許出願を相互に受け入れ合うことや、特定の条件下でなされた発明について、発明の秘密に関する自国の法律を適用してはならないこととする国際約束が締結されている場合における当該約束に従った当該国への外国出願」が例示されているが、まだこのような国際約束はないと思われる。早急にこのような国際約束を諸外国と締結してほしい。	御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。
73	複数の国の機関と共同研究を行う場合、日本で出願すれば保全審査の対象となる発明が、複数の国の発明者による共同発明として、日本で完成する場合や他の国で完成する場合や同時に複数国で完成する場合も考えられる。「外国出願」における「政令で定めるもの」として、上記のように完成した共同発明の運用が含まれるのかを明確にすることを要望する。また、含まれる場合にはどのような運用になるのかを明確にしてほしい。さらに、このような場合における事前確認において、短期間での回答をもらえるのかを明確にすることを要望する。	「外国出願」における「政令で定めるもの」については今後政令で定めます。複数国にまたがって研究・開発が行われた場合には、基本指針の第4章第5節に記載のとおり、発明の完成地が発明地となります。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
74	外国出願の禁止に関する事前確認は、日本で出願せずに外国出願をしようとする者を対象としているところ、日本特許出願書類と同等の日本語の書類を用意することは企業にとって大きな負担となり、外国での迅速な権利化に支障を来しかねないため、事前確認の提出書類の書式は、柔軟な運用とし、出願書類よりも簡略な書類、外国語書面等による手続を認めてほしい。	外国出願の禁止に関する事前確認の手続の具体的な内容については、内閣府令・経済産業省令で定めるものです。御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。
75	法第79条第1項の確認の求めに関し、出願人側の立場としては、当該確認の求めに対する回答が、「法第78条第1項の規定により外国出願が禁止されるものである」場合に、一部の実施例等を削除すれば外国出願の禁止に該当しなくなるのであれば、当該削除を行った上で外国出願（特にPCT出願）を行いたい場合があると考えられる。このような判断の材料が得られるよう、当該確認の求めに対する回答が、「法第78条第1項の規定により外国出願が禁止されるものである」となる場合には、当該回答に、明細書等のどの部分が法第66条第1項本文に規定する発明に該当すると判断したか等の、理由の記載も含まれることを要望する。	御意見は今後の施策の検討の参考にさせていただきます。
76	特定技術分野を極力絞り込むべきである。中長期的には、外国出願の禁止に関し、発明地主義を採用する国と居住地主義を採用する国でコンフリクトが生じないよう、他国政府との調整や国際約束の締結を検討すべきである。外国出願の禁止に関する事前確認については、事業者の負担に鑑み、過大な資料の提出を求めずに相談できるよう留意すべきである。	御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。なお、御指摘の他国制度との間のコンフリクトの点については、我が国が本制度を導入する以前から世界に出願人居住地主義と発明地主義という異なる制度が存在する以上、既に諸外国間でも起こり得ることであり、我が国がどちらの仕組みを採ろうとも起こり得ることですが、いずれにせよ、我が国においては、産業への影響も踏まえて、外国出願禁止の対象となる技術分野を選定する必要があると考えます。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
77	外国出願の禁止に関する事前確認において、恣意的判断や誤った判断がなされないように実務を行う旨を記載すべき。例えば、複数の職員による合議や諮問委員会の議を経ること、やりとりの記録を作成すること、行政文書として保存することなど、外見上も公正性を示せる実務運用設計を行うことを明記すべき。	恣意的な判断や誤った判断がないようにすべきは、いかなる制度のいかなる場面においても当然のことであって、本制度の外国出願の禁止に関する事前確認の場面に限って基本指針に書き込むべき事項ではないと考えています。その上で、実効性のある実務運用のあり方を今後検討してまいります。
78	外国出願禁止について、事前確認制度が出願日を認定する機能を持たないとすれば、事前確認に要する期間の分だけ出願日が遅くなってしまい、各国でのより良い権利取得の妨げとなることも懸念される。米国においては、米国特許庁を受理官庁とする外国出願(PCT)について、受理官庁である米国特許庁が秘密命令の対象となるか否かを審査し、秘密命令の対象となる場合には国際機関に送達しない運用が審査基準に規定されている(MPEP Chapter100, 120 IV)。日本特許庁を受理官庁とする外国出願(PCT)についても、米国と同等の運用を規定すべき。また、米国と同じように、秘密指定に該当する場合には、国際機関への送達が中止されるだけでなく、当該出願を日本国内出願として出願し直す場合において、元のPCT出願の出願日が国内出願の出願日として認定される取扱を要望する。	本法において国際出願(PCT出願)は外国出願に含まれます。米国の制度を比較対象として挙げておられますが、そもそも同国の制度では、技術分野等で限定することなく、米国でした発明には一律に第一国出願義務がかかっているものと承知しています。また、事前確認手続では出願日が確保できないとの御指摘ですが、出願日を確保するのであれば、まず我が国において特許出願をすることにより目的が達せられます。なお、御意見も踏まえ、基本指針の第4章第5節に、特許出願人が利用しやすい制度となるよう配慮し迅速に回答するよう努める旨の記載を追加しました。
79	損失補償の申立て方法は条文からは不明。申立てのスタイルがバラバラだと請求される側の負担も大きい。基本指針案の第4章第6節の「Q&A等」には、損失補償の申立て例や証拠例も示すべきだし、紙ベースだけではなくネットでの請求等にも対応すべき。	損失補償の請求方法等は、内閣府令で定めることとしております。いただいた御意見は、今後の内閣府令やQ&A策定の参考にさせていただきます。
80	補償の対象となる損失をできるだけ多く例示してほしい。また、事例の発生に応じて更新されることを要望する。損失の補償に関し、相当因果関係の立証について、補償制度が形骸化しない運用を要望する。	基本指針の第4章第6節に記載のとおり、補償の対象となり得る損失例についてQ&A等で示すこととしていますが、御意見を踏まえ、事例の発生に応じてQ&A等を更新することを含めて検討してまいります。なお、損失補償を受けようとする者が損失の相当性を示すために、十分な根拠を示す必要があることは、基本指針の第4章第6節において記載しているとおりです。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
81	損失補償の運用については、寛大に行うべきである。極めて手厚い補償を用意するのでないと、特許出願非公開制度そのものが画餅に帰することになると危惧される。	損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償することが法定されており、適切に運用してまいります。
82	損失補償の対象である「通常生ずべき損失」の「通常」の説明や削除、スタートアップについてはエグジットまで補償するなど手厚い対応を望む。	本制度においては、保全指定を受けたことにより損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失が補償されることが法定されています。
83	保全指定期間が10年程度になるものも想定され、その間、権利化がストップすることで、その間のライセンスが必要となる状況が発生する可能性があるため、損失の態様として、ライセンス料なども含まれることになるのか、損失の補償対象を明確に把握したい。	基本指針の第4章第6節に記載のとおり、ライセンス料であるか否かにかかわらず、保全指定を受けたことにより実際に「損失を受けた」ものである場合には、損失の補償対象になります。
84	基本指針案の第4章第6節で損失の補償については「別途Q&A等の形で示す」とあるが、必ずしも補償額が計算式の形では示されず、損失補償モデルケースの明示程度に留まる可能性がある。また、特に逸失利益の算定等にあたっては事業者には相当程度の負担がかかると想定される。そのため、「損失補償のQ&A等」においては、損失補償の具体例だけでなく、あるべき算定式や補償請求にあたって事業者側に求められる具体的な内容についても明らかにすることを要望する。	どのような損失が生じ、どのような内容で補償を請求するかは様々であり、その算定式を明らかにすることは困難ですが、御意見も踏まえ、「その算定の考慮要素」の例についてもQ&A等の形で示す旨の記載を追加しました。請求手続については、内閣府令で定められるところ、御意見については、今後の参考にさせていただきます。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
85	請求人の予見可能性を高めるため、早期に補償の対象となり得る損失例を類型化して示すなど、基本指針案の第4章第6節の「Q&A」をどのような考えで記載するか明示すべきである。類型例としては、実施の不許可により国内外で製造・販売できない損失に留まらず、第三者に実施許諾料を請求できない場合や、実施が許可されても市場が独占できない場合等、様々なケースを想定して制度設計することが望ましい。また、補償の対象となり得る損失を示す際には、特許法第102条の損害賠償額の推定規定も踏まえた補償の算出方法も例示し、予見可能性を高める必要がある。	御意見は、今後の参考にさせていただきます。なお、基本指針の第4章第6節に記載のとおり、補償の算定は、発明の内容や不許可とされた発明の実施の態様等によって様々であり、算出方法を一律に示すことは難しいため、補償の対象となり得る損失例について、別途Q&A等の形で示すこととしているところですが、さらに、御意見も踏まえ、ここに「その算定の考慮要素」の例についても追記しました。
86	基本指針案の第4章第6節では「補償の範囲」について、「相当因果関係がある損失を意味するものである」との記載にとどまっており、別途Q&Aに委ねられることとなっている。Q&Aではなく、本基本指針において、「補償の範囲」に関する基本的な考え方を示すべきである。基本的な考え方を示す上で、例えば、補償の対象となり得る損失例について複数例類型化する方法はあるが、これにより、予見可能性も高まり、本制度に関してユーザから広く一定の理解を早期に得ることができると思われる。	どのような損失が生じ、どのような内容で補償を請求するかは様々であり、補償の範囲を網羅的に記載することは困難です。また、運用実態も踏まえ機動的に対応するためにも、損失例をQ&A等で示すことが適当と考えます。
87	弁理士は、「明細書」を作成する立場にあり、発明内容に深く関わっているため、保全審査に欠かせない存在である。保全審査を特許出願人だけで応答するのは至難。弁理士が保全審査に何らかの形で関わり、サポートする仕組みを構築しない限り、制度破綻することは想像するに難くない。	保全審査において特許出願人が行う手続は、特許に関する専門的な書類作成等を要するものではないと考えています。また、御意見を踏まえ、基本指針の第3章第1節(3)に、特許出願人をサポートする弁理士等の者の関与に関する記載を追加しました。
88	出願の作成段階から、発明の内容及び公知技術水準について熟知しているのは代理人たる弁理士であり、特許出願人との意思疎通は、弁理士を通じて行われるべき。	保全審査において特許出願人が行う手続は、特許に関する専門的な書類作成等を要するものではないと考えているため、自ら手続を行うことが困難とは考えていません。また、御意見も踏まえ、基本指針の第3章第1節(3)に、特許出願人をサポートする弁理士等の者の関与に関する記載を追加しました。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
89	秘密特許制度は、特許法の例外規定であり、大正十年法では第15、31、40、73条に規定されていたが、昭和23年改正により削除された。この沿革から見ても、弁理士は特許出願の非公開制度において、当然代理人として扱われるべきである。非公開制度が特許法の特例措置であることは、本基本指針案の表題から明らかである。かくて基礎たる特許法の代理人規定が適用されるべきであり、弁理士法における特許出願手続での代理人としての役割も、本法に受継がれるべきである。	他法令に抵触しない限り、特許出願人の相談に応じるなど、保全審査の手続への弁理士の関与は可能です。また、御意見も踏まえ、基本指針の第3章第1節(3)に、特許出願人をサポートする弁理士等の者の関与に関する記載を追加しました。なお、本制度は、戦前の秘密特許制度とは全く異なる制度です。
90	特許出願人の代理人たる弁理士の関与により出願人の手続負担が軽減される。特許出願の実務関係者としての弁理士の意見に適切に考慮を払うことにより、円滑な運用が実現される。	他法令に抵触しない限り、特許出願人の相談に応じるなど、保全審査の手続への弁理士の関与は可能です。また、御意見も踏まえ、基本指針の第3章第1節(3)に、特許出願人をサポートする弁理士等の者の関与に関する記載を追加しました。
91	特許出願の手続と同様に本法における弁理士の代理人としての関与の方向性を明確にすることが求められる。	御意見も踏まえ、基本指針の第3章第1節(3)に、特許出願人をサポートする弁理士等の者の関与に関する記載を追加しました。
92	保全審査の手続を代理人の関与なしで出願人に求めるのは酷。本法の円滑な運用のためには、弁理士の代理人としての関与が不可欠であり、その明確化が求められる。	保全審査において特許出願人が行う手続は、特許に関する専門的な書類作成等を要するものではないと考えているため、自ら手続を行うことが困難とは考えていません。また、御意見も踏まえ、基本指針の第3章第1節(3)に、特許出願人をサポートする弁理士等の者の関与に関する記載を追加しました。
93	政令において代理人についての規定を設け、弁理士は特許法における代理人の地位に準ずる扱いを受ける旨規定するなどして、本法における弁理士の関与が明確にされることにより、本法の円滑な運用が実現される。	保全審査において特許出願人が行う手続は、特許に関する専門的な書類作成等を要するものではないと考えているため、自ら手続を行うことが困難とは考えていません。また、御意見も踏まえ、基本指針の第3章第1節(3)に、特許出願人をサポートする弁理士等の者の関与に関する記載を追加しました。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
94	基本指針案の第1章第3節(1)及び第3章第2節では、「特許出願人にとって過度な負担とならないよう」十分に配慮されるべきとあり、この点、特許出願を代理した弁理士であれば、特許に関する行政手続きに精通する一方、出願に係る発明の内容を深く把握していることから、保全審査において出願人に求められる事項を適切に理解し、出願人から必要な情報を得て内閣総理大臣からの情報提供や協議要請に適切に対応すべく、出願人に適切な助言をし、必要に応じて書類を作成することが可能である。弁理士の関与は特許出願人の負担軽減に直結するものであり、かつ、本制度の円滑な運用に不可欠なものである。従って、弁理士が特許出願人の代理人として保全審査に関与することを可能とするための適切な措置を講ずべきことを、本基本指針の例えば第3章又は第4章に盛り込むことを要望する。保全指定の期間の延長、保全対象発明の実施許可申請、補償の請求など、保全指定後に行われる手続についても同様である。	保全審査等の手続に関して、弁理士の専権業務を規定する弁理士法や行政書士の専権業務を規定する行政書士法といったほかの法令に抵触しない限り、弁理士の関与が禁止されるものではありません。また、御意見も踏まえ、基本指針の第3章第1節(3)に、特許出願人をサポートする弁理士等の者の関与に関する記載を追加しました。
95	弁理士に本法における代理人としての地位が認められれば、特許出願における代理人の役割をそのまま引き継ぐことができ、保全審査における特許出願人への通知や出願人の提出書類の作成・提出はすべて代理人たる弁理士を介して行うことができる。その場合、特許出願手続の電子出願システムの利用も代理人弁理士を介して可能になる。かくて、迅速かつ円滑な本法の運用に資する。	保全審査は内閣総理大臣が行うものであり、特許出願手続の電子出願システムを通じて行うものではありません。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
96	基本指針案の第4章第2節の、「保全指定がされた後に特許手続に関与することとなった弁理士」について、承認を条件として他者への開示の「正当な理由」に挙げることは、特許制度における出願人の弁理士代理人の選任に対する過剰な制限になり不適切であり、この記載は、削除すべきである。基本指針案の第4章第4節において、「弁理士に特許手続の相談をする場合など」を承認の必要な場合に挙げる記載も出願人の弁理士への随時の相談を過度に制限し、さらに弁理士の相談業務を制限することになり不適切なため、削除すべきである。特許制度における弁理士の役割の重要性を再確認されたい。	本制度は、安全保障上拡散すべきでない発明の特許出願について、公開や流出を防止することを目的としており、法第76条第1項は、保全対象発明の内容を知る者の範囲がむやみに広がることを防ぐためのものです。そのため、特許出願の代理人である弁理士であっても対象としております。なお、多くの場合、弁理士は特許出願の時点から関与していると考えられるところ、御指摘の記載部分は、あくまで保全指定後に新たに関与することとなる弁理士について述べたものです。
97	新たに特許手続に関与することとなった弁理士について、法第76条第1項の承認を要することは不合理である。	本制度は、安全保障上拡散すべきでない発明の特許出願について、公開や流出を防止することを目的としており、法第76条第1項は、保全対象発明の内容を知る者の範囲がむやみに広がることを防ぐためのものです。そのため、特許出願の代理人である弁理士であっても対象としております。なお、多くの場合、弁理士は特許出願の時点から関与していると考えられるところ、御指摘の記載部分は、あくまで保全指定後に新たに関与することとなる弁理士について述べたものです。
98	保全対象発明に係る特許出願の明細書を作成した弁理士は、法第67条第9項第2号の「当該通知に係る発明に係る情報の取り扱いを認めた事業者」として記載すべきかどうか教示してほしい。	御指摘の弁理士は、保全対象発明となり得る発明に係る情報の取扱いを認めた事業者として記載する必要があります。
99	外国で先に特許を取得し、次に日本で特許を取得する場合にはどのように対応するかを検討しておく必要があると考える。外国では公開されているが日本では非公開制度の対象とするとデメリットもあるのではないか。	保全指定は「公にすることにより」国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明を対象とするものであり、既に公になっている発明は、保全指定の対象にはなりません。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
100	この制度では出願された特許に着目しているが、みなし輸出管理のように人への着目は実務において行われるのか。知的財産に関する国際的な機関の考え方を取り入れた検討が必要と考える。	例えば、指定特許出願人が、他の事業者新たに保全対象発明に係る情報の取扱いを認めるときには、内閣総理大臣の承認を受けなければならないこととしているように、事業者に着目する場面もあります。
101	本法の目的が国により機微情報を出願公開している状態を是正するだけであれば本法で十分だが、経済安全保障推進が目的であれば、そもそも論文・学会発表を規律できないのであれば、穴だらけだ。現状をきちんと国民に情報公開した上で、憲法から国会できちんと建設的に議論して、国民の納得を得てほしい。	この意見公募は本法に基づく基本指針を対象とするものです。なお、本制度の位置付けや論文等の公開については、基本指針の第1章第1節(1)に記載のとおりです。
102	日本版DARPAのような機関や制度を整備することや、その前提として、国富と国の安全保障のバランスをどうとるのか、国会で建設的な議論してほしい。	この意見公募は本法に基づく基本指針を対象とするものです。
103	機微技術のトレンドも把握している内閣情報調査室の意見も踏まえて、特定技術分野等を定めてほしい。	基本指針の第2章第3節に記載のとおり、特定技術分野を定めるに当たっては、有識者等の意見を適切に参照することとしています。
104	保全対象発明を集積することは、サイバー攻撃等でまとめて有用技術が持っていられるリスクもあるため、サイバーセキュリティに注力してほしい。	基本指針の第4章第7節に記載のとおり、情報の適切な管理を図ってまいります。
105	公務員まで関与して背乗り犯罪に加担していた場合、出願人(国民)の安全が保てなくなるが、非公開化することでそれすらも闇に葬られることがないようにしてほしい。安全保障という観点からも治安機関の関与を深め、産業スパイも含めたスパイの取り締まり強化もセットで“経済”安全保障を確立する法になる事を望む。	この意見公募は本法に基づく基本指針を対象とするものです。なお、本法の制度は、安全保障上機微な発明の特許出願について公開や流出を防止するとともに安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにするための制度であり、何らかの事実が「闇に葬られる」ような制度ではありません。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
106	基本指針案の第4章第1節で「製品を納める先が厳格なセキュリティの確保された特定の機関に限定」される場合は実施許可とあるが、「厳格なセキュリティ」の基準が明確にならないおそれがあり、これについては政省令にはコミットされていないようである。そのため、「実施許可となる場合」について、より明確・詳細なガイドラインの策定を要望する。	御意見は、今後の参考にさせていただきます。
107	アカデミアはほぼ特許出願と同時に学会発表すること、スタートアップは資金調達上投資家への開示が必要不可欠なことから、保全対象発明の開示禁止について、特例を定めるなど取扱いを別途検討してほしい。開示禁止には刑事罰があるのにも関わらず、保全指定に対して、本法律内には迅速な不服申立て手段が定められておらず、争いのもとかと考える。	保全対象発明の開示禁止は法定されており、アカデミア及びスタートアップのみ特例を定められるものではありません。なお、法第74条第1項の保全対象発明の開示禁止は、保全指定後に生じるものであり、出願時等に生じるものではありません。また、法第88条において、保全指定については行政手続法の適用は除外しているものの、行政不服審査法の適用は除外しておらず、審査請求の手続は担保されております。
108	公益法人の研究機関には、公益認定の側面から、研究開発内容の開示が義務付けられる一方、経済安全保障推進法の制度により、研究開発内容の非開示が義務付けられることになる。この場合、対象発明をなした研究機関として、どちらの義務を優先すればいいのか判然としない。本基本指針案では、経済安全保障目的での「研究成果非開示」と、公益法人の公益目的事業としての「研究成果の開示義務」との相反する制限を受ける関係について、「研究インテグリティによる自律的確保の促進」といった文言で片づけられており、これでは研究機関側に丸投げしているのと同じであり。どのように対応すればいいのか、指針で示したことにはならない。今後、有識者会議等で上記問題について議論の対象とし、経済安全保障と公益目的事業に正反対の制限が課される場合の公益法人の対応について、明示し、それを本基本指針に盛り込むことを求める。	本法の制度は、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明につき、特許出願を行った場合に限定して、特許手続を留保し、情報流出防止の措置を講ずるものです。そのため、保全対象発明の内容を知る者の範囲がむやみに広がることを防ぐためにも、公益法人の研究機関の公的目的事業の成果であっても公衆に向けて開示することは、認められるものではありません。この点、本法の条文上明らかであるため、本基本指針の中では記載していません。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
109	基本指針案の第4章第2節に「正当な理由」の例示が示されているが、正当な理由として官庁へ保全対象発明の内容を含む技術提案をする場合なども考えられ、開示の正当性を主張できる範囲、正当性を主張するため、例示の記載を拡張してほしい。また、他者への開示の事実を内閣総理大臣はどのようにして知り、どのような基準で却下の通知を行うのか、正当な理由がある場合の立証はどうすればよいのか示してほしい。	御指摘のような官庁への技術提案を含め、他の機関に新たに発明の内容を共有しようとする場合には、あらかじめ法第76条第1項により内閣総理大臣の承認を受ける必要があり、この承認が得られて初めて、法第73条第1項の「正当な理由」に当たり得ることとなります。基本指針第4章第2節では、二つ目の例示がこれに当たります。
110	基本指針案の第4章第2節の「正当な理由」の例示のうち、特に「開示することが必要かつ相当である場合」、「真に業務上の開示の必要性があり、かつ、開示を受ける側においても適正な管理が担保される場合」、「業務上の情報共有の必要性が認められる場面において、開示する相手が情報保全の観点から適切な者である場合」を明確にしてほしい。また、「正当な理由」に該当する例をできるだけ多く挙げてほしい。さらに、「正当な理由」を判断する主体は指定特許出願人でよいかを明確にしてほしい。	「正当な理由」については、保全対象発明の内容等にもよるものであるところ、網羅的に記載することは困難です。「正当な理由」に該当する例については、具体例が想定されれば、Q&A等で示してまいります。正当な理由があるか否かについては、第一義的には、保全指定を受けた特許出願人が判断することとなりますが、他の機関に新たに開示する場合には、あらかじめ法第76条第1項により内閣総理大臣の承認を受ける必要があります。
111	法第92条第1項第8号、第74条第1項についてみると、その条文の記載から、保全対象発明に指定されると特許出願人の開示が制限されるところ、アカデミアの発表が特許出願後保全指定前なら刑事罰がなく開示され、保全指定後であれば刑事罰があるように見える。これについては、公平性の問題も生じるように考える。アカデミアは、出願前後で学会発表する傾向があり、学会発表制限は、抵抗感が強いと考える。	本制度はアカデミアを特別に扱うものではなく、誰が特許出願人であっても公平に、保全指定を受ければ開示等の制限がかかるものです。なお、本制度により公開が禁止されるのは、保全審査が進み、法第67条第9項の通知を受けた時点からであって、特許出願の前やそれと同時期に発明内容を発表することが制限されるものではありません。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
112	展示会などでわざと詳細に展示・説明し、特許法第30条第2項の適用により、保全指定を回避した上で特許を取得するような事例についてはどうするか、併せて記載すべき。	基本指針の第1章第1節(1)において、本制度は、発明者による発明の内容を記した論文等の公開を制限する制度ではないことを記載しております。
113	適正管理措置については、社内規定や情報管理のシステム等を事前に整備する必要があるため、基本指針案の第4章第3節で、内閣府令で定める「組織的管理体制、人的保全措置、物理的保全措置、技術的保全措置など」について検討している具体的な内容を示してほしい。また、措置を講ずるに当たり必要となる事項に関するガイドラインの策定を検討してほしい。	適正管理措置の具体的な内容については、今後内閣府令で定めるものです。御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。
114	適正管理措置については、企業が対処し得る範囲を厳に想定して定めていただきたい。	適正管理措置については、実効性と指定特許出願人の負担等を勘案しつつ適切な内容としたいと考えています。
115	アカデミアは、外国人研究者が多い現状があり、スタートアップは、人の異動が激しく海外からの投資を受けることから、アカデミア等で適正管理措置は困難である。特例でアカデミア等には適用しないか、相当の適正管理のための支援が必要。	保全指定を受けて情報保全を要する状態に至ったにもかかわらず、アカデミア又はスタートアップであることをもって適正管理措置を免除するなど特別扱いをすることは、適当ではないと考えています。
116	基本指針案の第4章第7節の政府内における「情報の適切な管理を図るため、必要な措置」とは、いかなる措置を想定するのか、例示が必要ではないか。また、どのように定め、どのように公表されるのか。	例えば、情報を取り扱う職員を限定するほか、文書管理に関する規程等に従い適切に管理してまいります。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
117	スタートアップに保全指定を適用するのであれば財政支援とセットで行っていただきたい。	保全指定は、基本指針の第1章第2節(2)に記載のとおり、特許出願人を含む当該発明の関係者の経済活動に及ぼす影響や、我が国におけるイノベーションに及ぼす影響も考慮して判断される上、保全指定を受けたことにより損失を受けた場合には、法第80条第1項により通常生ずべき損失が補償されます。
118	特許出願の非公開制度(外国出願禁止等を含む)の運用に当たっては、我が国のイノベーションエコシステムの進展にブレーキとなることのないよう、極めて慎重かつ緻密な運用が実施されるべきと考える。すなわち、我が国国民が、不測の保全指定による制限によって、大きな損失を受けることがあってはならない。とりわけスタートアップ企業や中小企業で創出されたイノベーションが、国際展開される際に、外国出願(PCT出願を含む)や実施が種々制約されてしまうと、事業上大きな損失(時に致命的な損失)を受けるおそれがあり、引いては我が国の経済に悪影響を与え兼ねない。基本指針案の第1章第1節(2)等の記載は、上記の点が考慮されたものであると理解しているが、実際の運用に当たっても、これらの点に十分留意してほしい。	基本指針の第1章第1節(2)に記載のとおり、経済活動やイノベーションが阻害され、我が国の技術力が毀損されることがないように留意してまいります。
119	特許出願の非公開に関する制度については、安全保障の観点から必要であるものの、企業による研究開発・イノベーションにも大きな影響を与えるため、政省令の策定に当たっては、それらに十分に配慮することが求められる。制度の運用にあたって、我が国の国力の一つである技術力を毀損することのないよう留意すべきである。	基本指針の第1章第1節(2)に記載のとおり、経済活動やイノベーションが阻害され、我が国の技術力が毀損されることがないように留意してまいります。
120	将来的に広く技術の適用・発展が見込まれる技術については、具体的な民生品への適用に係る事業計画の有無に拘わらず、保全指定の対象とすることには慎重であるべきである。	基本指針の第1章第2節(2)に記載のとおり、今後民生分野の産業や市場に幅広く展開され、発展していくような発明については、保全指定が我が国の経済活動やイノベーションへ支障を及ぼしかねないことに十分留意して、保全指定の適否を判断することとなります。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
121	保全指定が解除された特許権は、その存在について突然知り得る場合もあるため、既に本件特許発明に係る事業を実施している第三者にとっては、過度の監視負担を負わせることになることに加えて、現実的に当該特許権を回避するためには事業の継続を断念せざるを得ないことにもなりかねず、極めて厳しい経営判断が求められる。そこで善意で事業を実施している第三者に対しては、当該発明に係る出願を行っていることを要せずとも保護されるような形態も認めることはできないか。このような施策を実現するために、現行法の将来的な改正も視野に入れながら検討を進めてほしい。	この意見公募は本法に基づく基本指針を対象とするものです。なお、基本指針の第1章第2節に記載のとおり、保全指定は、第三者の経済活動に及ぼす影響も含め、産業の発達に及ぼす影響等を考慮し、適当と認められる場合に限りすることとしています。
122	日本国内での特許取得は、保全指定されなかった発明のみについて分割出願を行えば当該分割出願は保全指定の対象にならず、通常の出願と同様に特許を取得できると考えられる。しかし、外国出願を考えた場合、上記分割出願と同内容の外国出願を行うにしても、特許庁は親出願について優先権証明書を発行しないと考えられ、実質的に優先権が主張できなくなってしまう。このような事情への対処も含め、保全指定されなかった発明について、パリ条約の優先権を主張して外国で特許出願ができるようにするための措置について検討の上、本基本指針の関連する項目に追記することを要望する。	保全対象発明に係る情報の流出を防止するため、優先権証明書に保全対象発明の内容を記載することは避けつつ、適法になされる外国出願については優先権を主張することができるよう、運用を検討してまいります。
123	本基本指針案には、一箇所も「特許出願非公開基本指針」という用語が出て来ないため、「本基本指針」の基礎が不明確である。条文の用語を用いて、法第65条第1項にいう「特許出願非公開基本指針」だ、と示すべき。	本基本指針の題名において、法第65条第1項の条文の用語を用いて同項の基本指針であることを示しています。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
124	基本指針案の第4章第2節に保全対象発明の開示禁止の「正当な理由がある場合」の例として「保全指定がされた後に特許手続に関与することとなった弁理士」の記載があるが、保全指定に係る手続は、弁理士では代理ができないから、疑義を排するために修正すべき。	御指摘の記載は、保全指定後に、特許手続、すなわち特許庁に対する手続について新たに関与する弁理士について記載したものであり、保全指定の手続の代理業務に係る記載ではありません。
125	中小企業の知財活動にも影響があり得ることから、保全対象発明や審査フロー、損失補償等について、Q&Aの策定や説明会の開催、相談体制の強化等を要望する。	基本指針の第4章第8節に記載のとおり、中小企業の特許出願人含め特許出願に携わる関係者に対する十分な周知・広報及び情報提供に努めてまいります。
126	中小企業など、十分な周知が難しい特許出願人への周知のためにも、「特許出願に携わる関係者」である弁理士への十分な周知及び情報提供を望む。特許出願をするか否かの判断を含んだ検討をする準備期間を考慮すると、施行日の半年程度前には具体的な手続き等を公開してほしい。「特定技術分野の見直し」についても、十分な周知・広報及び情報提供の徹底を望む。	基本指針の第4章第8節に記載のとおり、本制度の具体的な手続等については、中小企業や弁理士を含め特許出願に携わる関係者に対して十分な周知・広報及び情報提供に努めてまいります。また、基本指針の第2章第3節に記載のとおり、特定技術分野の見直しの際の政令の制定に当たっては、行政手続法で求められている意見公募手続を行います。御意見は、今後の参考にさせていただきます。
127	法第66条第1項の内閣総理大臣への書類の送付がなされたか否かの情報や、当該送付に関連した出願人への通知等の情報について、保全指定しないことが決定されれば、その後出願公開されることになることから、これらの情報が、J-PlatPatやグローバルドシエを通じて公衆がインターネット経由で容易に把握できてしまうことは、安全保障上好ましくないと考える。これらの情報を掲載しない場合でも、閲覧申請により書類の閲覧や入手が可能であれば、出願人や第三者の不利益になることはほとんどないと考える。J-PlatPatやグローバルドシエへの掲載の適否については、検討すべき。	御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
128	本基本指針案に総論としては賛同する。	賛同の御意見として受け止めます。